

## 骨子案（３）について

岡 村 勲

大変遅くなりましたが、意見を述べさせていただきます。

### 14条関係

#### 1 女性被害者・少年被害者に対する医療・福祉サービス体制の充実について

6頁（19）のなかに

「不登校や医療を必要とする寝たきりの被害少年に対しては、教師、医療の専門家を派遣するなどして適切に対処する」との文言をいれてください。

#### 2 「義務教育段階で、人権教育の一環として犯罪被害者教育を行うべきである」と発言しましたが、何処にも入っていません。

どこかにいれていただきたい。

### 15条関係

#### 3 9頁 イ

「刑期満了者について、住所、生活状態について国が情報を把握し、刑期満了者の生活が成り立つよう配慮して再犯防止に務めると同時に、犯罪被害者等に刑期満了者の情報を提供するための立法を行う

こと」

を要望しましたが、これが入っていません。

出所時だけの住所情報ではなく、その後の情報も知らないと、犯罪被害者等の安全は守れません。

4 10頁

(3) 一時保護の環境改善のところですが、

「一時保護を要するのは、児童、婦人だけでなく、男性も必要である」旨述べ、賛同を得ましたが、これが入っていません。

19条関係

最高裁判所において、「裁判所において、傍聴席の遮へい、被害者等への付き添い等について、被害者等の負担が軽減するよう、配慮する」を入れてください。